

## 議第129号

### 呉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

呉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

#### 呉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

呉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年呉市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(定義)	(定義)
第2条 略	第2条 略
2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
(1) 略	(1) 略
(2) 可燃ごみ 家庭系廃棄物のうち、生ごみ、プラスチック類等の可燃性の廃棄物で市長が指定するものをいう。	(2) 可燃ごみ 家庭系廃棄物のうち、生ごみ、プラスチック類 <u>（第5号に定めるものを除く。）</u> 等の可燃性の廃棄物で市長が指定するものをいう。
(3)～(4) 略	(3)～(4) 略
(5)～(9) 略 (計画遵守義務等)	<u>(5) プラスチック資源 家庭系廃棄物のうち、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）第33条第2項第1号に規定するプラスチック容器包装廃棄物及びそれ以外のプラスチック使用製品廃棄物（一边が50センチメートル未満のものに限る。）で市長が指定するものをいう。</u> (6)～(10) 略 (計画遵守義務等)
第21条 略	第21条 略
2・3 略	2・3 略
4 占有者は、家庭系廃棄物を搬出する際は、可燃ごみ及び不燃ごみにあっては市長が指定する袋（以下「指定袋」という。）を使用し、粗大ごみにあっては市長が指定するシールを張り付けなければならない。	4 占有者は、家庭系廃棄物を搬出する際は、可燃ごみ及び不燃ごみ <u>並びにプラスチック資源</u> にあっては市長が指定する袋（以下「指定袋」という。）を使用し、粗大ごみにあっては市長が指定するシールを張

## 付 則

### 1～4 略

5 呉市と今治市との間における一般廃棄物の処理等に関する事務の委託に関する規約（平成17年呉市告示第53号）により呉市がし尿の収集、運搬及び処分をすることとなる区域における世帯及び施設に係る第32条第1項の規定により徴収するし尿の処理手数料の額については、同項の規定にかかわらず、1世帯又は1施設につき、それぞれ次の割合で計算した額の合計額とする。

#### (1) 従量制

18リットルまでごとにつき	366円
くみ取り1回につき	586円

#### (2) 略

### 付則別表

#### 1 旧下蒲刈町、旧川尻町、旧蒲刈町及び旧安浦町の区域

1世帯又は1施設につき、次の割合で計算した額の合計額とする。

18リットルまでごとにつき	366円
くみ取り1回につき	586円

#### 2 旧音戸町の区域

1世帯又は1施設につき、それぞれ次の割合で計算した額の合計額とする。

#### (1) 定額制（普通便槽及び無臭便槽並びに市長が別に定める地域に適用する。）

世帯者（1歳未満の者を除く。）1人につき	月額73 2円
くみ取り1回につき	普通便槽 586円 略

#### 備考 略

(2) 従量制（普通簡易水洗及び無臭簡易水洗、一般家庭以外の施設（事務所、学校その他これらに類するもので、多数の者

り付けなければならない。

## 付 則

### 1～4 略

5 呉市と今治市との間における一般廃棄物の処理等に関する事務の委託に関する規約（平成17年呉市告示第53号）により呉市がし尿の収集、運搬及び処分をすることとなる区域における世帯及び施設に係る第32条第1項の規定により徴収するし尿の処理手数料の額については、同項の規定にかかわらず、1世帯又は1施設につき、それぞれ次の割合で計算した額の合計額とする。

#### (1) 従量制

18リットルまでごとにつき	439円
くみ取り1回につき	703円

#### (2) 略

### 付則別表

#### 1 旧下蒲刈町、旧川尻町、旧蒲刈町及び旧安浦町の区域

1世帯又は1施設につき、次の割合で計算した額の合計額とする。

18リットルまでごとにつき	439円
くみ取り1回につき	703円

#### 2 旧音戸町の区域

1世帯又は1施設につき、それぞれ次の割合で計算した額の合計額とする。

#### (1) 定額制（普通便槽及び無臭便槽並びに市長が別に定める地域に適用する。）

世帯者（1歳未満の者を除く。）1人につき	月額87 8円
くみ取り1回につき	普通便槽 703円 略

#### 備考 略

(2) 従量制（普通簡易水洗及び無臭簡易水洗、一般家庭以外の施設（事務所、学校その他これらに類するもので、多数の者

が利用するものをいう。以下この表において同じ。) 並びに市長が別に定める地域に適用する。)

18リットルまでごとにつき	366円
くみ取り1回につき	586円
略	
一般家庭以外の施設	586円
略	

(3) • (4) 略

### 3 旧倉橋町の区域

1世帯又は1施設につき、それぞれ次の割合で計算した額の合計額とする。

(1) 定額制（普通便槽及び無臭便槽に適用する。）

世帯者（1歳未満の者を除く。）1人につき	月額73 2円
くみ取り1回につき	586円

備考 略

(2) 従量制（定額制を適用するものを見いたるものに適用する。）

18リットルまでごとにつき	366円
くみ取り1回につき	586円

(3) 略

### 4 旧豊浜町及び旧豊町の区域

1世帯又は1施設につき、それぞれ次の割合で計算した額の合計額とする。

(1) 従量制

18リットルまでごとにつき	366円
くみ取り1回につき	586円

(2) 略

### 別表第2（第32条関係）

#### 1 し尿

1世帯又は1施設につき、それぞれ次の

が利用するものをいう。以下この表において同じ。) 並びに市長が別に定める地域に適用する。)

18リットルまでごとにつき	439円
くみ取り1回につき	703円
略	
一般家庭以外の施設	703円
略	

(3) • (4) 略

### 3 旧倉橋町の区域

1世帯又は1施設につき、それぞれ次の割合で計算した額の合計額とする。

(1) 定額制（普通便槽及び無臭便槽に適用する。）

世帯者（1歳未満の者を除く。）1人につき	月額87 8円
くみ取り1回につき	703円

備考 略

(2) 従量制（定額制を適用するものを見いたるものに適用する。）

18リットルまでごとにつき	439円
くみ取り1回につき	703円

(3) 略

### 4 旧豊浜町及び旧豊町の区域

1世帯又は1施設につき、それぞれ次の割合で計算した額の合計額とする。

(1) 従量制

18リットルまでごとにつき	439円
くみ取り1回につき	703円

(2) 略

### 別表第2（第32条関係）

#### 1 し尿

1世帯又は1施設につき、それぞれ次の

割合で計算した額の合計額とする。ただし、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項の規定により公共下水道の供用を開始すべき日を公示した区域で、当該供用を開始した日から起算して3年を経過した区域の世帯については、当該経過した日の属する年度の翌年度（当該経過した日が年度の初日であるときは、当該年度）の4月分からは、くみ取り1回につき881円をこの合計額に加算した額とする。

(1) 定額制（従量制を適用するものと除いたものに適用する。）

世帯者（1歳未満の者を除く。）1人につき	月額 <u>732円</u>
くみ取り1回につき	<u>586円</u>

備考 略

(2) 従量制（事務所、学校その他これらに類するもので、多数の者が利用するものに適用する。）

18リットルまでごとにつき	<u>366円</u>
くみ取り1回につき	<u>586円</u>

2 略

別表第3（第32条関係）

種類	処理手数料
可燃ごみ・不燃ごみ	指定袋1袋につき45円
略	

割合で計算した額の合計額とする。ただし、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項の規定により公共下水道の供用を開始すべき日を公示した区域で、当該供用を開始した日から起算して3年を経過した区域の世帯については、当該経過した日の属する年度の翌年度（当該経過した日が年度の初日であるときは、当該年度）の4月分からは、くみ取り1回につき1,057円をこの合計額に加算した額とする。

(1) 定額制（従量制を適用するものと除いたものに適用する。）

世帯者（1歳未満の者を除く。）1人につき	月額 <u>878円</u>
くみ取り1回につき	<u>703円</u>

備考 略

(2) 従量制（事務所、学校その他これらに類するもので、多数の者が利用するものに適用する。）

18リットルまでごとにつき	<u>439円</u>
くみ取り1回につき	<u>703円</u>

2 略

別表第3（第32条関係）

種類	処理手数料
可燃ごみ・不燃ごみ	指定袋1袋につき45円
プラスチック資源	

## 付 則

（施行期日）

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。  
(準備行為)
- この条例による改正後の呉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第2条第2項

第5号に規定するプラスチック資源の処理に関する事業の実施のために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(提案理由)

プラスチック資源の分別収集に係る規定の整備をするとともに、一般廃棄物処理手数料（し尿）の額を改定するため、この条例案を提出する。